

解答 番号	解答	解答 番号	解答
1	2	26	1
2	3	27	1
3	2	28	1
4	1	29	3
5	3	30	4
6	4	31	3
7	1	32	3
8	2	33	2
9	1	34	2
10	4	35	1
11	3	36	4
12	2	37	4
13	4	38	1
14	1	39	1
15	1	40	3
16	4		
17	1		
18	3		
19	2		
20	4		
21	3		
22	2		
23	1		
24	2		
25	4		

問題5 採点のポイント

- ・指定のキーワード3つをすべて1回以上用いていること（用いていないワードがある場合は減点）。
- ・そのうえで、三大権利のそれぞれの内容が理解でき、理論的に説明できていること。

解答のポイント

- ・三大権利すべてについて言及できていること
- ・教育を受けさせる義務についても言及できていること
- ・選挙について言及できていること

日本国憲法に定められた国民の三大権利は生存権、教育を受ける権利、参政権である。生存権は「すべての国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する」と規定されており、自由や尊厳を実現し、誰もが人間らしい生き方ができることを権利として明言したものである。国は、国民が最低限の生活を安心して営むことができるような社会に、「積極的に」するよう規定されており、社会福祉や社会保障の制度を整える義務が課せられている。

教育は、人が人格を形成し、社会で有意義な生活を送るために必要不可欠なものである。そのため日本国憲法では、ひとしく教育を受ける権利を有すると定めてあり、国は教育制度を維持し教育環境を整備する義務がある。教育を受ける権利は、子どもにあると解釈されるが、教育を受けさせる義務は子どもの義務ではなく、その保護者の義務である。そのため子どもが自分の意思で不登校になった場合は憲法違反にはあたらない。また小学校6年間と中学校3年間の9年間は義務教育というが、日本国憲法では義務教育は、これを無償とするという定めがある。これはあくまで授業料についてであり、給食費等は含まれないことに注意が必要である。参政権は国民が政治に参加する権利である。参政権を保障するため18歳以上のすべての国民が選挙権を持っている。選挙は、その参政権を保障し、選ばれたものは国民の代表としてその意思を政治に反映させる。

(592字)